

事 務 連 絡  
平成 29 年 3 月 13 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（案）について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先般、平成 29 年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の算定にあたり、事前に都道府県等への届出が必要な書類の届出の締め切りについて特例を認める予定である旨をお伝えしたところですが、今般の報酬改定に係る関係告示の公布については、今しばらく時間を要する見込みです。このため、当該届出書類の届出期間等を考慮し、別添のとおり通知案を送付しますので、各都道府県市におかれては、管内市区町村、関係団体、関係機関に対して情報提供をお願いいたします。

なお、正式な通知については関係告示の公布後に発出いたします。

また、本件に関する照会等については、下記連絡先にメールにてお願いいたします。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 評価・基準係  
TEL:03-5253-1111 (内線 3036)  
Email:hyouka-kiyun3@mhlw.go.jp